

～ 活動報告 ～

JICA 長期専門家の業務を終えて

JICA 国際協力専門員・弁護士

磯井美葉

1. プロジェクトと担当業務

2013年4月から、2014年4月まで、カンボジア民法・民事訴訟法普及プロジェクト（英語名は Legal and Judicial Development Project 《Phase4》）の長期専門家として、1年間プノンペンに赴任しておりました。

主な担当業務は、不動産登記に関する共同省令の起草・普及支援でした。

本稿では、長期専門家業務を終えての雑感ということで、業務の様子とそのときどき感じたことなどをご紹介しますと思います。

現在のプロジェクトは、2012年4月から2017年3月までの5年間の予定で実施されていますが、これまで行ってきた個別の起草支援をいったん中止し、民法・民事訴訟法を理解した中核人材の育成を目指しています。民法・民事訴訟法の解釈・運用・普及や、そのために必要な法令の起草・改正を、将来カンボジア側が自分たちでできるようになってもらうためには、まずは民法と民事訴訟法の全体構造や制度趣旨をきちんと理解したカンボジア人を育成する必要があるという考え方に基づいています。

しかし、不動産登記に関する共同省令は、現在のプロジェクトの前身にあたる法制度整備プロジェクト（フェーズ3）で支援していた民事関連法令の中でも、カンボジア側、および当時の専門家チームをはじめとする関係者が、相当の労力を割いていたものでした。民事訴訟法を実施するための共同省令は、2011年3月に発令されていましたが、その後、民法を実施するための共同省令の起草作業が続いており、2012年3月のプロジェクト終了時も、毎週の起草班会合が開催されていました。これを途中で打ち切るのは望ましくなかったため、新しいプロジェクトにおいても、開始から2年間（2012年4月～2014年3月）の期間限定で起草作業を支援し、その期間中に、少なくとも省令の発令をめざすとともに、可能であれば、書式の策定やある程度の普及セミナーの開催も支援することとしたものです。

その後、前任の金武絵美子専門家（司法書士）のサポートのもと、民法関連の不動産登記共同省令は、2013年1月にすでに発令されたところでしたが、私が赴任した2013年4月には、カンボジア側と合意した支援期間が1年残っており、また、民法関

連の不動産登記共同省令の書式の作成が続けられていました。

このため、私の業務は、発令された民法関連の共同省令に基づき、毎週の起草班会合で検討されていた登記簿および登記申請書の書式作成についてアドバイスをすることと、省令の普及セミナーの実施をサポートすることがメインとなりました。

なお、金武元専門家は、2013年4月以降、日本司法書士会連合会と国土管理都市計画建設省（以下「国土省」）との合意により、カンボジアの国土省のアドバイザーとして、再びプノンペンに赴任しておられたので、現地でも必要に応じて情報交換し、カンボジアの土地制度についていろいろ教えて頂くこともありました。

以上の経緯から、私の任期は1年であり、通常の長期専門家が2年程度の任期で派遣されることが多いのと比べると、短い期間でしたが、私自身は、2009年1月に、短期専門家として3週間、司法省と国土省の協議に参加したり、2009年4月以降4年間、JICA本部で客員専門員（法整備支援アドバイザー）としてカンボジアに関わったりしてきたので、カンボジアの不動産登記制度の現状や問題点、関係者の顔と名前などはある程度把握しており、業務そのものはスムーズに開始することができました。

プロジェクトは、日本人の長期専門家が私を含め5名、カンボジア人のスタッフが6名でした。私の後任はいないので、私の任期満了により、2014年4月以降は日本人が4名になっています。



プロジェクトオフィスの様子

2. 不動産登記共同省令の起草班会合

私の担当していた不動産登記共同省令の起草班は、司法省と国土省のメンバーで構成されて、毎週木曜日の午後、司法省内のプロジェクト会議室で会合をしていました。

名簿上のメンバーは20名余りでしたが、実際に会合に参加していたのは、1年を通じて、だいたい4名程度でした。人材育成の観点からは、もっと出席してもらえるとよかったです。書式やセミナーの準備などのタスクを進める必要もあり、そのために必要なコアのメンバーは参加してくれていたため、出席率を上げることは特に目指しませんでした。

毎回出席してくれていたメンバーは、物権法や不動産登記についてもよく理解しており、特に国土省の登記局長（当時）は、民法、民事訴訟法の内容や考え方、日本の登記の考え方についても十分理解してくれていました。司法省側のメンバーも、かつては、誤った認識に基づいていろいろと質問したり意見を述べたりすることもありましたが、私が赴任したころには、民法、民事訴訟法の考え方もよく理解しており、ときどき誤解に基づく発言があっても、こちらが説明すればスムーズに理解してくれるようになっていたと思います。これは、私が本格的にカンボジアの法整備支援に関わり始めた2009年ごろと比べると格段の進歩であり、ご本人たち、そしてこれまでの専門家の方たちの苦勞の賜物でもあると思います。

3. その他の起草支援

司法省次官の依頼により、不動産登記共同省令以外に、夫婦財産契約登記省令、法人登記省令についても、起草班会合を持ちました。これらはいずれも司法省単独の省令です。

夫婦財産契約登記省令については、過去の専門家の支援のもと、ほぼ条文案は完成していましたが、2013年7月に行われた国民議会選挙の影響もあり、司法省次官から、突如、早急に発令したいとの要請があり、対応することになりました。こちらは2013年8月に発令されました。

また、そのあとは、法人登記省令についても検討することになりました。カンボジアでは、法人制度として、民法の適用開始より前に、営利企業の登記・登録（商業省）と、NGOの登記・登録（内務省）が実施されており、しかも、内務省のNGO法案が起草されながらなかなか成立しない状態のため、民法に基づく非営利社団法人の適用範囲はあまりはっきりしていないのですが、これも2013年7月の国民議会選挙後、司法省でも前に進めようという方針になったようです。

こちらの作業は、10月ごろから、毎週会合を開いて検討しましたが、私の任期中に

は、条文と書式の確認を終えたにとどまり、発令には至っていません。

4. 普及セミナー

講義スタイルのセミナーは、主に以下の通り開催しました。

- 2013年5月 不動産登記共同省令（プノンペン、担保に関する小規模セミナー）
- 2013年12月 不動産登記共同省令（プノンペン、日本の先生方による講義）
- 2014年1月 不動産登記共同省令（プノンペン）
- 2014年1月 不動産登記共同省令（シェムリアップ州、司法省及び国土省メンバーによる講義）
- 2014年2月 不動産登記共同省令（コッコン州、司法省及び国土省メンバーによる講義）
- 2014年2月 不動産登記共同省令（モンドルキリ州、司法省及び国土省メンバーによる講義）
- 2014年2月 夫婦財産契約登記省令（プノンペン）

それぞれのセミナーについて、講義中の焦りや反省点、終わった後の達成感など、



カンボジア側起草班メンバーによるセミナー講義

いろいろなことを思い出しますが、2014年1月から2月にかけて地方で実施したセミナーでは、司法省及び国土省の起草班メンバーに講義してもらいました。普段の会合では準備の時間が足りなくなってしまったので、結局私がセミナーのための原稿を用意し、それを参考にしてもらおうことにしたのですが、若手の司法省職員が、予想以上にしっかり内容を理解して自分のものにし、それを参加者にわかりやすく伝えようとしていたのがとても印象的でした。本人も講義をしてみて自信がついたようで、終了後に、「こういう機会を与えてもらい、プロジェクトに感謝している」と言ってくれたのも、とても嬉しかったことです。

カンボジアでは、若手がシニアの参加者に対して講義をするのはまだまだ慣習上難しいことのように、上記のセミナーについても、後日、「若手が講義をするのはよくない」という意見も出たようです。年齢や序列に関係なく、専門知識のある人の話に耳を傾けることは、カンボジアの発展にとって必要なことだと思うので、その点は残念ですが、今回このような経験をしてもらえたのはよかったです。

5. 言語と通訳

カンボジアの法整備支援における現地の定例会合は、これまで主に英語・クメール語の通訳を介して行っていました。2012年に王立法律経済大学／名古屋大学日本法センターの第1期生を2名採用してから、日本語のできるカンボジア人スタッフの力も借りることができるようになりました。

ただし、私自身は、普段の活動は英語・クメール語の通訳スタッフをメインにお願いしていました。過去の起草作業との連続性を保つためということもありますし、起草支援という活動の性質上、最終的には、成果品である省令を、カンボジア人のみならず、カンボジアで活動している国際機関やNGO、外国人ビジネスパーソンにも広く公開する必要があるためです。

会合では、単語を忘れてたり、わかりやすい表現をすぐに思いつかなかったりして手間取ってしまうこともありました。スタッフも法律をよく理解しているので、私の意図をよく理解してくれ、大いに助けてもらいました。

英語で法律の議論をする際には、英米法の考え方と大陸法に近い日本やカンボジアの民法や民事訴訟法の概念の間に大きな違いがあるため、一般的にはやりにくかったり誤解が生じやすかったりすると言われます。しかし、カンボジアのプロジェクトでの日常の活動では、その点でストレスを感じることはほとんどありませんでした。それは、90年代後半からの活動の蓄積があり、しかも、民法と民事訴訟法は日本が起草支援しているので、内容についてこちらが情報を持っているためだと思います。民法

と民事訴訟法の英訳も、日本語、クメール語の条文をベースに日本側で用意したものであり、カンボジア人のスタッフや英語のできる法律家たちも、それをベースに勉強しています。このため、カンボジアの民法・民訴法の話をするときは、日本語で想定する概念をそのまま英語に置き換えて使えば、ほとんど誤解はないと思います。

ただし、日本の用意している英訳の意図するところが、カンボジア人以外の外国人にスムーズに理解される訳ではありません。特にもともと英語圏の出身者で、英米法の概念をベースにした外国人には、民法・民訴法の英訳が採用している表現や概念は、わかりにくいのではないかと思います。他のドナーや外国人ビジネスパーソンとの意見交換では、民法や民訴法の概念が誤解されていたり、当方との認識のずれがあったりすることを感じました。こちらも、英米法の概念をある程度理解した上で、誤解や認識のずれを埋めていく必要があると感じます。

セミナー等で自分が講義をする際にも、できる限りまで英語を使うようにしました。2日間の講義では、1日目を英語で、2日目を日本語で行ったりしました。大勢の前での講義なので、英語で原稿を用意して、こちらも苦労しましたし、度胸だけでよくこんなことを、と我ながら思うのですが、決してきれいな英語でなくても、スタッフが内容を理解して通訳してくれますし、クメール語だけでなく、英語のテクニカルタームを参加者に耳にしてもらえることはメリットであったと思います。



不動産登記省令普及セミナーの開会式

6. 他のドナーとの意見交換

カンボジア滞在中は、せっかく現地にいるので、法律分野のドナー関係者とのネットワークも広げるように心がけました。言葉の壁もあり、インタビュー以上に、会って雑談をするような関係にまではなかなかありませんでしたが、GIZの国土省アドバイザーやUSAIDのプロジェクトを実施しているEWMI（East West Management Institute）のアドバイザー、NGOにいる外国人弁護士、現地の法・人権分野のドナーのチェアとなった国連OHCHRの担当者、ADBのコンサルタントの方たちなどからお話を伺うことができました。

7. 帰国後

カンボジア在任中は、できるだけのこしたつもりでしたが、今考えるといろいろ積み残したこと、もっとやればよかったと思うことがあります。

また、若手の人材は少しずつ育っていると思いますが、民法・民事訴訟法は、いろいろな要因でまだまだ趣旨どおりに動いているとは言えません。

幸い、カンボジアから帰任して、再びJICA本部の国際協力専門員として、引き続き法整備支援に関与しており、カンボジアも引き続き担当する予定ですので、今後も、日本からできることをしていきたいと思います。

以上